

令和6年第1回町議会臨時会会議の経過（1月24日）

- 議 長 皆様、おはようございます。
- ただいまから、令和6年第1回山北町議会臨時会を開会いたします。
- （午前9時30分）
- なお、富田陽子議員におかれましては、本日の会議について欠席届が提出されておりますので報告いたします。
- また、内田福祉課長と稲葉上下水道課長におかれましては、体調不良により欠席の旨、町側から申出がありましたのでお知らせいたします。
- それでは、初めに、町長の挨拶を求めます。
- 町長。
- 町 長 皆様、おはようございます。
- 本日は、令和6年第1回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり一言御挨拶を述べさせていただきます。
- 初めに、元旦に起きました令和6年能登半島地震において犠牲となられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
- 今なお、被災地域では地震活動が続くなど、不安な日々が続いておりますが、被災地域の皆様の安全確保と、一日も早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。また、被災地域においては連日積雪が観測されるなど、気温の低い日々が続いており、長引く避難所生活によって、低体温症や感染症のリスクが高まるなど、避難者の生活は厳しさを増しております。
- 町におきましては、神奈川県からの依頼により、先週19日から26日までの日程で、職員1名を石川県羽咋郡志賀町へ被災地応援職員として派遣しており、今後も次の職員や、珠洲市へ保健師派遣を検討しているところです。
- 派遣した職員につきましては、十分な安全確保の下、被災地復旧のため尽力してもらいたいと考えております。
- また、被災された方々を支援するため、役場庁舎などに募金箱を設置し義援金を募集しておりますので、議員の皆様におかれましても、温かい御支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、町内におきましては、先週14日に、足柄上地区におけるロードレース大会の皮切りとして、川本杯チームレース大会が開催され、私もコロナ禍が明け、久しぶりに選手の皆様へ激励させていただきました。そして来週28日には足柄上地区一周駅伝競走大会が、2月4日には神奈川県実業団対抗駅伝競走大会が、11日には市町村対抗かながわ駅伝競走大会が開催されます。中でも、かながわ駅伝は、昨年丹沢湖にコースを移し初めて開催される予定でしたが、前日の降雪により残念ながら中止となってしまいました。今年は神奈川県を代表するランナーが丹沢湖に集い、盛大に開催されるとともに、地の利を生かした山北町代表選手の快走に期待したいと考えております。

また、来月11日には、海老名市内にて開催される「カナガワリ・古典プロジェクト」において、「山北のお峰入り」が披露される予定となっております。

町外にて公演されるのは、平成2年以來34年ぶりとのことであります。さらに、今回の「カナガワリ・古典プロジェクト」では、「山北のお峰入り」の歴史の中で初めての試みとなる、衣装レプリカを着用した道行きの練り歩き体験や、棒踊りを実際に体験できるワークショップが開催されますので、町内外問わず多くの方々に御参加いただきたいと考えております。このように「山北のお峰入り」をより多くの人に知っていただく貴重な機会となりますので、盛会となるよう、町といたしましても、引き続き支援してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、御多用とは存じますが、御参加のほどよろしくお願ひ申し上げます。

さて、令和6年第1回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、条例案件2件、人事案件1件、その他案件1件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議 長 臨時会の議会運営について、本日午前9時から議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長から審査報告を求めます。

議席番号1番、和田成功議会運営委員長。

1 番 和 田 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

本日午前9時から役場401会議室において、委員5名、議長の出席の下、

令和6年第1回山北町議会臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案は、お手元に配付されておりますように、条例改正2案件、動産取得1案件、人事1案件の合計4案件であります。

審議方法は、本会議即決とし、会期は本日1日限りといたしました。

以上で議会運営委員会の審査報告を終わります。

議長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告どおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に、議席番号1番、和田成功議員、議席番号6番、大野徹也議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第1号 山北町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第1号 山北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年1月24日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議長 町民税務課長。

町民税務課長 それでは、議案第1号について御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町手数料条例の一部を改正する条例。

山北町手数料条例の一部を次のように改正する。

初めに、今回の条例改正の概要でございますが、令和元年5月31日に公布されました戸籍法の一部を改正する法律の施行により、令和6年3月1日から法務大臣が管理する戸籍情報連携システムを利用しまして、今まで本籍地のみに限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が本籍地以外の市区町村の窓口においても可能になり、また、オンライン上で行政手続をする際に利用可能となる戸籍の証明書として、新たに戸籍電子証明書の発行等の事務を開始することに伴い、これらの証明書交付等に係る手数料の額を新たに定める必要が生じたため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて所要の規定整備を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページ目をお開きください。

第2条、種類及び金額について、現行の第1号から第32号までの改正を行います。

それでは、対照表の左側、改正後に沿って説明をさせていただきます。

まず第1号は、本籍地以外での戸籍謄本等発行についての規定、「第120条の2第1項」を追加し、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料」を「戸籍証明書の交付」に名称を改めるものでございます。

第2号は、「交付手数料」から「交付」へ用語を整理したものです。

第3号は、戸籍の電子証明書発行についての規定を新たに一部を追加するものでございます。

第4号は、第1号同様、広域交付の除籍証明書の交付について、規定を追加し、名称を改めるものでございます。

第5号は、「交付手数料」から「交付」へ用語を整理したものです。

第6号は、除籍の電子証明書発行についての規定を新たに1号追加するものでございます。

第7号は、電子化された届書等情報の内容の証明書を交付する規定を追加するものでございます。

第8号は、電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧に供する事務を追加するものです。

改正前の第7号から第32号までは、条文が2号追加されたことにより、2号ずつ繰下げとなります。

第3条及び第5条は、前条の号ずれにより該当する号を改めるものでございます。

改正前の第6条、個人番号カードの再交付に係る手数料の免除は、再交付事務が町経由から地方公共団体情報システム機構に直営となったことにより、削除をするものです。これにより、次の第7条から第12条まで、それぞれ1条ずつ繰り上げます。

それでは、3枚お戻りいただきまして、附則からを御覧ください。

附則。

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第1号について質疑に入ります。

それでは質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第1号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第1号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第2号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第2号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年1月24日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例を改正する必要があるため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第2号について御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

初めに、条例改正の概要でございますが、地方税法施行令の改正に伴い、産前産後期間における国民健康保険税を減額するため改正をするものです。

具体的には、出産予定月の前月から翌々月までの4か月間分の所得割及び均等割を減額します。

双子など多胎出産の場合は、出産予定月の3か月前から翌々月までの6か月分の所得割及び均等割の減額となります。

それでは、新旧対照表にて御説明させていただきます。

2枚おめくりください。

第15条第3項及び新旧対照表の3ページ目の第15条の2は新設となります。

新旧対照表1ページ目の第15条第3項第1号は基礎課税額の所得割を、第2号は均等割を、それぞれ12分の1掛ける4か月分を減額します。多胎児の場合は12分の1掛ける6か月分を減額します。

次のページをお開きください。

第3号は後期高齢者支援金の所得割を、第4号は均等割を、それぞれ同様に減額します。第5号は介護納付金の所得割を、第6号は均等割をそれぞれ同様に減額します。

次のページをお開きください。

第15条の2は、第15条第3項の新設に伴い、第1項及び第2項は、納税義務者の氏名、住所、生年月日、個人番号、出産予定日、単体妊娠、多胎妊娠の別等の届出について定め、第3項は、出産予定日の6か月前から届出を行うことができると定めています。また、第4項は、町長が届出書類に記載される内容が確認できる場合は届出を省略させることができると定めています。

それでは2枚お戻りください。

附則。

施行期日。第1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

適用区分。第2項、改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第2号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

和田成功議員。

1 番 和 田 今説明いただきましたけど、これから出産をされる方、考えている方にとってはありがたい制度かなとは思うんですけど、減額されて、国保財政厳しい状況の中で歳入が減るところなのか、その辺の補填といいますか、そういったところの説明がありましたらお願いします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 今回の改正に伴う国保税の財源の部分ですけども、国が2分の1、それから県と町が4分の1ずつ負担するということになりますので、国保税の減額にはなるということではございません。

議 長 和田成功議員。

1 番 和 田 では、歳入的には問題ないといったところで、変更がないといったところで。

あともう一点、附則のところです。(1)で、「令和6年1月1日から適用する」といった文言があるかと思うんですけど、これは令和6年1月1日に出産をする、された方とか、それともその日から、令和6年1月1日以降が減額されるという期間の対象になるのか、その辺について御説明願います。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 議員のおっしゃるとおりで、1月1日施行日となりますので、1月分以降の保険税が減額の対象となります。具体的には、11月に出産予定月であった場合は1月分のみ、12月が出産予定月であった場合は、1月と2月分、1月が出産予定月だった場合は1月、2月、3月、そして2月からこの条例の4か月間分の適用がフルに受けられるということになり、2月出産予定の場合は、1月、2月、3月、4月分が減額になるということでございます。

議 長 和田成功議員。

1 番 和 田 説明ありがとうございます。

それと、この制度に関しては届出をするというのが大前提だと思うんです。そういった部分で、妊娠されてる方等にはきちっと周知といいますか、その辺をしっかりとやっていただきたいと思うんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 今回の条例の、新旧対照表でいくと3ページ目の15条の2の第4項、こちらに、町長が確認できる場合は届出をしなくてもいい、省略させることができるとなっております。この規定をフルに活用しまして、プッシュ型で、要は御本人たちは何もしなくてもいいというふうに考えてます。というのも、妊娠されたときに母子手帳の交付を健康づくり班でされますので、そのときにここに規定されている内容は全てわかりますので、基本的には何もしなくても、プッシュ形でやるというふうに考えてます。

議 長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、議案第2号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第2号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第3号 動産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第3号 動産の取得について。

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和5年度ぐみの木近隣公園スケートパークセクション購入。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。一金880万円也（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額、80万円）。

4、契約の相手。足柄上郡開成町吉田島1685番地の2。株式会社小田原体育器具社。代表取締役、岩下智美。

令和6年1月24日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、スケートパークセクション改良のための契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 都市整備課長。

都市整備課長 御説明の前に、一点訂正のほうをお願いしたいと思います。

議案を1枚おめくりいただきますと、参考としまして、入札結果報告書を添付してございます。その中で、下から2つ目の枠に物品概要とありますが、この枠の最初の行にクォーターランプとあります。その型番が、SPS-D Sと表記がありますが、こちらがSPS-D5の間違いですので訂正させていただきます。誠に申し訳ございません。

それでは、改めまして、議案のほう、御説明させていただきます。

この案件は、昨年12月の定例会におきまして、補正予算の中でお認めいただいたぐみの木近隣公園内スケートパークへ配置するセクションの購入に関するものでございます。

議案、1枚おめくりください。

昨年12月26日に入札を執行しまして、結果は御覧のとおりとなっております。

セクションは、物品概要の欄に記載のとおり、クォーターランプをはじめ全部で5基購入する予定であり、納入期限につきましては、3月22日までとさせていただきます。

皆さんのお手元にお配りいたしましたA3判、つづら折りの資料を御覧いただきたいと思います。

1枚目はセクションの配置計画でございます。スケートパークを真上から見た図面となっております。各種セクションの大きさや名称、セクション同士の間隔などを明示してございます。

2枚目を御覧いただきたいと思います。こちらは、スケートパークを立体的に捉えた完成イメージ図となっております。図の右側のほうが酒匂川側になります。左側が公園内にあります、あずまや側となります。図の右奥に配置するのがクォーターランプです。手前に配置するのが、バンクになります。この二つのセクションはコースの端に設置するものであり、高さは1.5メートルとなります。この二つのセクションの間に高さ90センチのファンボックスを配置いたします。またあずまや側につきましては、高さ45センチのロンチランプと高さ40センチ、長さ4メートルのフラットレールを配置する予定でございます。

セクションの材質でございますが、骨組みや脚部などの主要部材については鉄製です。滑走する表面材は、フェノール樹脂に浸した繊維圧縮板を使用しております。滑りは申し分なく、スケーターやプロのライダーからも絶賛されておるようでございます。

また、滑走表面の下地材は適度なクッション性と消音効果を考慮し、耐候性の高いポリエチレンを使用してございます。なおセクションは移動することはできますので、コースレイアウトの変更とかも可能となっております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第3号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

高橋純子議員。

4番高橋 このセクション配置計画図の中で、3番ファンボックス……。

議長 高橋純子議員、立って御発言をお願いいたします。

4 番 高 橋

すみません、失礼いたしました。

ファンボックスや1番のクォーターランプなんですけれども、これの滑走の、今からそれを運営すると思いますが、カーブに行ったときのぶつかり合いとか、この幅の御検討はされてこの位置ということでございますでしょうか。

議 長

都市整備課長。

都 市 整 備 課 長

こちらの配置につきましては、メーカーで記載ありました同じ規模のレイアウトを参考にさせていただいております、業者からも確認させていただいて、このようなレイアウトのほうにさせていただいております。

議 長

よろしいですか。ほかに質疑のある方。

大野徹也議員。

6 番 大 野

今、レイアウトの関係で移動が可能というお話しされましたけども、それは例えば子どもが移動できちゃうものなのか、例えば町のほうに言って、それを許可を求めてから移動するとか、その辺の方策というのはどういうふうになってるのでしょうか。

議 長

都市整備課長。

都 市 整 備 課 長

先ほど、移動は可能と申し上げましたけども、基本的には固定はされておりますので、簡単に子どもが動かせるような状況じゃございませんので、一度固定しましたらそう簡単には動かせませんので、これで運用していったら、こういうふうにしたいよといういろいろな御意見とかありましたら、そのときは、また検討させていただければと思いますので、基本的にはふだんはもう固定で動かないような形になっております。

議 長

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

質疑が終わりましたので、議案第3号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長

御異議ないので、採決いたします。

議案第3号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

挙手全員。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第4号 山北町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、石田副町長の一身上に関する案件でございますので、石田副町長の退席をお願いいたします。

(副町長退席)

議長 長 それでは、提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第4号 山北町固定資産評価員の選任について。

次の者を山北町固定資産評価員に選任することについて、地方税法404条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和6年1月24日提出。山北町長 湯川裕司。

氏名、石田浩二。住所、山北町向原1949番地。生年月日、昭和28年10月2日。

提案理由、山北町固定資産評価員として、石田浩二副町長を選任したいので提案するものです。

1ページおめくりください。

経歴につきまして、お目通し願えれば幸いです。

以上です。

議長 長 補足説明はよろしいですか。いいですか。

それでは、議案第4号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。

それでは、質疑がないようですので、議案第4号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第4号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 挙手全員。よって、議案第4号は原案どおり同意することと決定いたしました。

それでは、石田副町長、着席願います。

以上をもちまして、令和6年第1回山北町議会臨時会の議事日程を終了しましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。 （午前10時03分）